

事務局資料

(本研究会の研究開発税制に係る主な論点について)

2025年5月26日

イノベーション・環境局 研究開発課

本研究会の研究開発税制に係る主な論点

イノベーション小委員会取りまとめの施策の方向性と研究開発税制の論点

施策の方向性①：戦略技術領域の一气通貫支援

論点 1：戦略分野を巡る論点（案）

論点 2：中堅企業を巡る論点（案）

論点 3：中長期的な研究開発投資促進を巡る論点（案）

施策の方向性②：世界で競い成長する大学への集中支援

論点 4：大学等の拠点化を巡る論点（案）

論点 5：高度な研究開発人材の活用を巡る論点（案）

施策の方向性③：アジア最大のスタートアップ・エコシステムの形成

施策の方向性④：デジタル化・グローバル化・コーポレートガバナンスへの対応

その他

論点 6：試験研究費の対象範囲を巡る論点（案）

論点 7：研究開発税制の効果検証（EBPM）を巡る論点（案）

論点1：戦略分野を巡る論点（改訂案）

論点（改訂案）

- **戦略的に重要な技術に一気通貫で支援**する上で、**予算措置や税制措置の特性の違いを踏まえ、研究開発税制はどのようなメリハリあるインセンティブ措置**を講じるべきか。例えば、研究開発税制の一般型は、研究開発の維持・拡大のための重要な措置であるが、一般型や特別試験研究費のオープンイノベーション型とは別に、新類型「戦略技術領域型」（仮称）を創設し、インセンティブを強化してはどうか。
- 戦略技術領域については、CSTIやNSS等と連携しつつ、経済成長、戦略的自律性、不可欠性などの経済安全保障の観点、技術の革新性、日本の優位性（学術的・産業的な強み）、社会課題解決、デジタル赤字を含む国際収支・貿易構造等の観点から検討を行うこととしているが、研究開発税制において戦略技術への優遇を強化する場合、他に考慮すべき観点はあるか。
- **税制の適切な執行を前提に、簡素な手続きを実現するには、具体的にどのような手法が考えられるか。**

論点（前回案）

- **戦略的に重要な技術に一気通貫で支援**する上で、**研究開発税制はどのようなメリハリあるインセンティブ措置**を講じるべきか。例えば、研究開発税制の一般型は、研究開発の維持・拡大のための重要な措置であるが、一般型や特別試験研究費のオープンイノベーション型とは別に、新類型「戦略技術領域型」（仮称）を創設し、インセンティブを強化してはどうか。
- 戦略技術領域については、CSTIやNSS等と連携しつつ、経済成長、戦略的自律性、不可欠性などの経済安全保障の観点、技術の革新性、日本の優位性（学術的・産業的な強み）、社会課題解決、デジタル赤字を含む国際収支・貿易構造等の観点から検討を行うこととしているが、研究開発税制において戦略技術への優遇を強化する場合、他に考慮すべき観点はあるか。

論点2：中堅企業を巡る論点（改訂案）

論点（改訂案）

- 研究開発のポテンシャルを有する中堅企業の研究開発投資を促す上で、研究開発税制において大企業と区別してインセンティブ措置を講じるべきか。それによってどのようなメリット・デメリットが考えられるか。例えば、研究開発税制の控除率を大企業以上に優遇するなど、インセンティブを強化することは有効か。
- 大企業と比べてリソースが限られる中堅企業は、大企業以上にオープンイノベーションを活用することが重要となるが、現行のオープンイノベーション型は、中小企業と大企業を区別しない仕組みとなっており、その点をどう考えるか。
- 税制の適切な執行を前提に、簡素な手続きを実現するには、具体的にどのような手法が考えられるか。

論点（案）

- 研究開発のポテンシャルを有する中堅企業の研究開発投資を促す上で、研究開発税制において大企業と区別してインセンティブ措置を講じるべきか。それによってどのようなメリット・デメリットが考えられるか。例えば、研究開発税制の控除率を大企業以上に優遇するなど、インセンティブを強化することは有効か。

論点3：中長期的な研究開発投資促進を巡る論点（改訂案）

論点（改訂案）

- 中長期目線で研究開発に係る投資環境を整備する上で、国際的な動向を踏まえながら、研究開発税制は我が国の法体系や執行等も踏まえてどのようなインセンティブ措置を講じるべきか。例えば、研究開発税制を措置している諸外国の中には、繰越制度やRefundable Tax Credit（RTC）を導入している国もあるが、我が国の法制度・予算制度やこれまでの見直しの経緯、適用企業の偏在などを踏まえ、どのように考えるか。
- 税制の適切な執行を前提に、簡素な手続きを実現するには、具体的にどのような手法が考えられるか。

論点（案）

- 中長期目線で研究開発に係る投資環境を整備する上で、国際的な動向を踏まえながら、研究開発税制は我が国の法体系や執行等も踏まえてどのようなインセンティブ措置を講じるべきか。例えば、研究開発税制を措置している諸外国の中には、繰越制度やRefundable Tax Credit（RTC）を導入している国もあるが、我が国の法制度・予算制度やこれまでの見直しの経緯、適用企業の偏在などを踏まえ、どのように考えるか。

論点4：大学等の拠点化を巡る論点（改訂案）

論点（改訂案）

- **産業界から資金を得て大学や国研等の研究力を強化**する上で、**研究開発税制はどのようなインセンティブ措置**を講じるべきか。例えば、企業が成長する大学や国研等と戦略技術領域におけるオープンイノベーションを実施する際のインセンティブを強化してはどうか。他方、これまでオープンイノベーション型を設けてきたにもかかわらず、その適用が伸びないことについて、制度の在り方をどう考えるか。
- 企業と成長する大学や国研等とのオープンイノベーションへのインセンティブを強化する場合、**成長する大学や国研等における戦略技術領域に関する重要拠点の要件**として考慮すべき観点は何か。
- **税制の適切な執行を前提に、簡素な手続きを実現するには、具体的にどのような手法が考えられるか。**

論点（案）

- **産業界から資金を得て大学等の研究力を強化**する上で、**研究開発税制はどのようなインセンティブ措置**を講じるべきか。例えば、企業が成長する大学等と戦略技術領域におけるオープンイノベーションを実施する際のインセンティブを強化してはどうか。他方、これまでオープンイノベーション型を設けてきたにもかかわらず、その適用が伸びないことについて、制度の在り方をどう考えるか。
- 企業と成長する大学等とのオープンイノベーションへのインセンティブを強化する場合、**成長する大学等における戦略技術領域に関する重要拠点の要件**として考慮すべき観点は何か。
- 企業と成長する大学等とのオープンイノベーションへのインセンティブを強化する上で、少なくとも当該部分についての手続き面での合理化を行うなど、詳細制度において考慮すべき点はあるか。

論点5：高度な研究開発人材の活用を巡る論点（改訂案）

論点（改訂案）

- 博士を含む高度な研究開発人材の活用を促進する上で、研究開発税制はどのようなインセンティブ措置を講じるべきか。例えば、既存の制度の適用状況も検証した上で、企業において博士人材等を活用した研究開発を実施した際の、税制の適用条件（「博士号取得5年未満」、「社内公募等で提案されたもの」等）は適切か。また、他に検討すべき事項はあるか。
- 税制の適切な執行を前提に、簡素な手続きを実現するには、具体的にどのような手法が考えられるか。

論点（案）

- 博士を含む高度な研究開発人材の活用を促進する上で、研究開発税制はどのようなインセンティブ措置を講じるべきか。例えば、既存の制度の適用状況も検証した上で、企業において博士人材等を活用した研究開発を実施した際の、税制の適用条件（「博士号取得5年未満」、「社内公募等で提案されたもの」等）は適切か。また、他に検討すべき事項はあるか。

論点 6 : 試験研究費の対象範囲を巡る論点 (案)

論点 (案)

- 研究開発税制は製造業の利用が多いが、**非製造業における研究開発をさらに対象**とするような制度改正を目指すべきか。その場合、どのような改正が考えられるか。
- 税制の適切な執行を前提に、**簡素な手続きを実現するには、具体的にどのような手法が考えられるか。**

(参考)

- ・平成29年度改正：研究開発税制は、製品の製造、技術の改良・考案・発明に係る試験研究費であって、自然科学に係るものが対象のところ、非製造業による新たなサービス開発に係る試験研究費を追加（第三者への提供を目的とするデータ活用等によるサービス開発）。①分析対象となるビッグデータの準備、②データの分析、③サービスの設計、④サービスの適用の4つのプロセスをすべて経る場合に、そのサービス開発のために必要となった費用を研究開発税制の対象とすることとした。
- ・令和3年度改正：「自社利用ソフトウェア」について、将来の収益獲得の蓋然性が高まれば、会計上も税務上も、費用計上ではなく資産計上となる。一方、それぞれの処理は保守的に行われているため、将来の収益獲得の蓋然性が微妙な時点においては、会計上は費用処理される（過度に利益を増やさない）が、税務上は資産処理される（過度に損金を増やして税務回避させない）ことになる。R3年度改正において、このギャップ部分について手当し、会計上は費用であるが税務上は資産としていた部分について、税務上は資産のままだが税額控除の対象とすることとした。

論点 7 : 研究開発税制の効果検証 (EBPM) を巡る論点 (改訂案)

論点 (改訂案)

- 令和8年度税制改正要望に際し、研究開発税制の各措置の政策インセンティブが機能しているかどうかを確認し在るべき姿を検討するには、どのようなデータを使った、どのような分析が必要か。また、今後の評価のために、制度変更の前後で取るべきものも含め、どのようなデータを用意し、どのような分析が必要か。さらに、この分析はいつ頃実施することが適切か。

論点 (案)

- 令和8年度税制改正要望に際し、研究開発税制の各措置の政策インセンティブが機能しているかどうかを確認し在るべき姿を検討するには、どのようなデータを使った、どのような分析が必要か。また、今後の評価のために、制度変更の前後で取るべきものも含め、どのようなデータを用意し、どのような分析が必要か。さらに、この分析はいつ頃実施することが適切か。